

各関係団体 御中

厚生労働省
国税庁
デジタル庁

令和7年分の所得税の確定申告及び事業者のデジタル化促進に関する周知の
お願いについて
(周知協力依頼)

平素より障害保健福祉行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

各府省庁では、これまで事業者の皆様を含む国民の利便性の向上を目指しながら、事業者の業務や公的手続等のデジタル化に取り組んできたところです。

これまで以上に取組を加速させていくため、厚生労働省としてもデジタル庁や各府省庁と連携しながら、周知広報等を行っていくこととしております。

こうした中で、令和7年分の所得税の確定申告や事業者のデジタル化に向けて、貴会を通じた事業者の皆様への着実な周知が必要不可欠だと考えておりますので、以下の2点の内容について、会員の皆様に周知いただきますようお願い申し上げます。

1. 周知をお願いしたい事項

(1) 給与所得の源泉徴収票のオンライン提出について

令和5年分の確定申告から、事業者の方が税務署にオンライン（e-Tax等）で提出した給与所得の源泉徴収票の情報（税務署への提出義務がない500万円以下の給与所得の源泉徴収票の情報を含みます。）が、マイナポータル連携による自動入力の対象となりました。

従業員の方が確定申告において、この給与所得の源泉徴収票の情報の自動入力を利用するためには、事業者の方から給与所得の源泉徴収票をオンラインで提出していくだく必要があります（注）。

また、eLTAXを利用すれば、市区町村に提出する給与支払報告書の作成とともに、税務署に提出する給与所得の源泉徴収票のデータも同時に作成することができ、それを市区町村と税務署へ一挙に提出することができます。さらに、令和9年1月からは、市区町村に給与支払報告書を提出すれば、税務署にも給与所得の源泉徴収票を提出したとみなされ、その場合、eLTAXで提出された給与支払報告書については、マイナポータル連携の自動入力の対象になる予定ですので、給与支払報告書のeLTAXによる提出の勧奨の御協力をお願いいたします。

おって、従業員の方のメリット以外にも、給与支払報告書をeLTAXで提出することで、各市区町村への提出（送付）が不要となるなど、事業者の方にとっても、提出に係る事務負担が軽減されるといったメリットがあります。

つきましては、できる限り多くの事業者の方に給与所得の源泉徴収票をオンラインで提出いただけるよう、別紙1を貴会の機関紙（誌）等へ掲載していただくなど、会員に対する周知の御協力をお願い申し上げます。

（注） 従業員の方がマイナポータル連携による自動入力を利用するためには、事業者の方が、従

業員の方のマイナンバー、氏名（カナを含みます。）、住所、生年月日等を正しく入力し、税務署にオンラインで給与所得の源泉徴収票を提出いただく必要があります。

別紙1 「給与所得の源泉徴収票をオンラインで提出すると、従業員の方の確定申告がさらに簡単に!!」（[こちら](#)）

（2）自宅からのマイナンバーカードを利用したe-Taxによる確定申告について

確定申告をする際には、スマートフォンやパソコンを使って、御自宅等から国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用することができます。「確定申告書等作成コーナー」では画面に表示される案内に沿って金額等を入力するだけで、税額等が自動計算され、所得税の申告書を計算誤りのないように作成することが可能となっており、作成した申告書をそのままe-Taxにより送信できます。

e-Taxを利用した確定申告は、給与所得の源泉徴収票の情報や医療費、ふるさと納税等の情報を、マイナポータル連携を活用して自動入力することが可能であるほか、令和8年1月（令和7年分所得税の申告書）からは、生命保険の一時金・年金、損害保険の満期返戻金・年金に係る支払調書情報やふるさと納税以外の寄附金控除に係る情報についてもマイナポータル連携の対象となる予定です。また、「スマートフォンのマイナンバーカード」に対応し、Android端末に加え、iPhoneにおいても実物のマイナンバーカードをかざすことなく申告書の作成・e-Tax送信が可能になることから、利便性の更なる向上が期待できます。

また、令和7年度は、マイナンバーカードとマイナンバーカードに搭載されている電子証明書の有効期限が到来される方が多数見込まれており、有効期限を過ぎた場合、マイナポータル連携やe-Tax手続の利用などができず、マイナンバーカードを利用したe-Taxによる申告手続にも影響があることから、積極的な周知・広報に取り組んでいるところです。

貴会におかれましては、自宅からのマイナンバーカードを利用したe-Taxによる申告の更なる推進に向けて、本取組の趣旨を御理解いただきますとともに、給与所得の源泉徴収票の交付時期に、別紙2及び別紙3（注1）を用いるほか、従業員等への周知の際の見本として、別紙4を参考にしていただき、マイナンバーカードを利用したe-Taxによる確定申告やマイナポータル連携の利便性、マイナンバーカード及びマイナンバーカードの電子証明書の有効期限や更新手続（注2）について、従業員等へ周知されるよう、会員の皆様へ依頼いたしますようお願い申し上げます。

（注1）「給与所得の源泉徴収票」をオンライン提出している場合、別紙3を適宜加工の上、別紙2と併せて給与情報のマイナポータル連携が利用可能であることを周知願います。

（注2）マイナンバーカード及びマイナンバーカードの電子証明書の有効期限や更新手続等については、[デジタル庁ホームページ](#)も御活用ください。

別紙2 「確定申告はマイナンバーカードでe-Tax（従業員向け周知用）」

別紙3 「給与所得の確定申告がさらに簡単になりました！」（[スマホ用](#)）（[パソコン用](#)）

別紙4 「従業員向け周知文（見本）」

（3）事業者のデジタル化促進について

事業者のデジタル化を進めることは政府全体として取り組む重要な課題の一つであり、関係省庁等において、事業者のデジタル化促進に取り組んでおります。

事業者の取引・会計・税務といった一連の業務をデジタル化することにより、事業者の経営の効率化・高度化や生産性の向上が期待されるため、関係省庁等が連携して、まずは、事業者に各種クラウドツールの活用やデジタルインボイスの導入を促進するとともに、中長期的には、取引から会計、税務申告・納税に至るまでの一連の業務プロセスについて一貫したデジタル処理が可能となる環境の整備を目指しております。

そのため、国税庁においては、デジタルインボイスやAI-OCR等の導入による業務のデジタル化のメリットを訴求するリーフレットや動画等の広報素材のほかデジタル化に関する様々な困りごとに関する相談窓口一覧を作成し、事業者のデジタル化の支援や施策の周知・広報を行っているところです。

これらの取組の趣旨をご理解いただきますとともに、貴会におかれましても、会員各位に対して下記リンク先の広報素材や相談窓口一覧を共有していただきなど、事業者の取引・会計・税務といった一連の業務のデジタル化促進に御協力いただきますよう、お願い申し上げます。

別紙5 事業者のデジタル化促進に関するリーフレット・動画等一覧 ([こちら](#))

別紙6 デジタル化に関する相談窓口一覧 ([こちら](#))

2. アンケート回答のお願い

(1) 関係民間団体のご担当者向けのアンケート

今後の施策の参考とさせていただきたく、周知状況等についてのアンケート（8問程度）を作成しております。大変恐縮ではございますが、数分程度で回答可能なものとなっておりますので、御回答いただきますよう御協力をお願いいたします。

○御回答期限

- 年内に周知等を行った場合：2025年12月末
- 年明けに周知等を行った場合：2026年1月末

URL：<https://forms.gle/EJ8QJEetZ2KfXcf89>（関係民間団体の方向け）



(2) 関係民間団体傘下会員の従業員の方向けのアンケート

自宅からのマイナンバーカードを利用したe-Taxの推進に向けて、皆様の御意見を今後の取組の参考にさせていただきたいと考えております。

つきましては、主に過去に確定申告を行ったことがある従業員の方向けに、確定申告・e-Taxの利用に関するアンケート（10問程度）を用意しておりますので、当該アンケートについて御回答いただきますよう会員の皆様を通じて周知をお願いいたします。

○御回答期限：2026年2月末

URL：<https://forms.gle/YkRdX8axjVGc1hHWA>（従業員の方向け）



（以 上）

【本件の問合せ先】

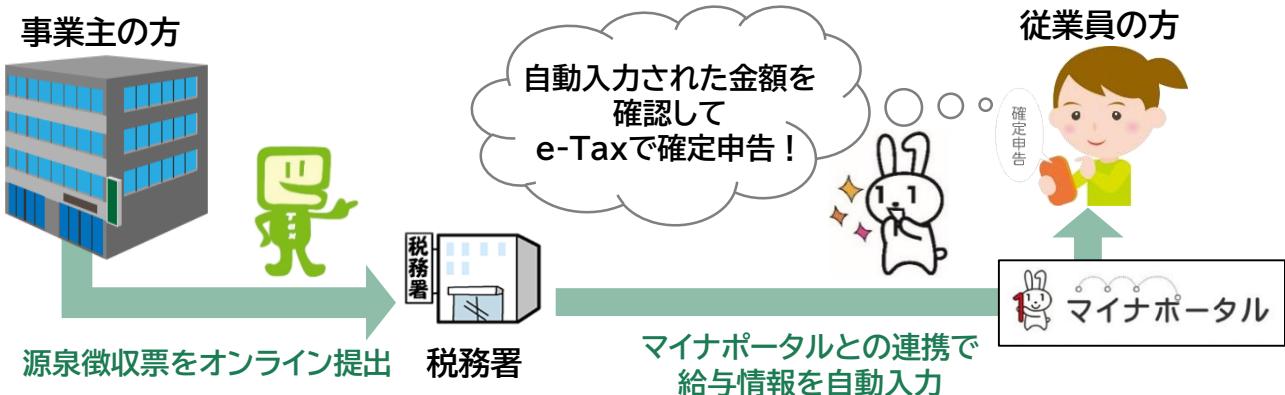
国税庁長官官房企画課
デジタル化・業務改革室

D X 戦略係長 市川
tomohisa.ichikawa.xd4@nta.go.jp

事業主の皆さんへ 給与所得の源泉徴収票を 従業員の方の オンライン 提出すると… 確定申告がさらに簡単に!!

事業主の皆さんへのお願い

皆さまが、**給与所得の源泉徴収票をオンライン提出すると、**
従業員の方が、所得税の確定申告書を作成する際、
給与所得の情報が自動で入力されるようになります！
従業員の方の確定申告がさらに簡単になりますので、
オンライン提出をお願いします！



オンライン提出のポイント

- 事業主の皆さんから**オンライン提出された給与所得の源泉徴収票が自動入力の対象**となります。
税務署への給与所得の源泉徴収票の提出範囲は、年間の給与等の支払金額が500万円を超えるもの等ですが、**500万円以下の給与所得の源泉徴収票**であっても、**オンライン提出した場合は、自動入力の対象**となります。
- * オンライン提出とは、e-Tax又は認定クラウド等による提出のほか、eLTAXの「電子的提出一元化機能」を利用した場合が該当します。書面や光ディスク等で提出した場合は該当せず、自動入力の対象となりません。
- eLTAXなら、より簡単にオンライン提出が可能です！（詳細は裏面をご確認ください）
- 給与所得の情報を正しく連携するため、給与所得の源泉徴収票に記載する、**従業員の方のマイナンバー、氏名(カナ含む)、住所、生年月日等**については、記載誤りや不足・不備が無いようご注意ください。

！ 詳しい内容は、国税庁ホームページの特設ページをご覧ください。



(国税庁ホームページ)



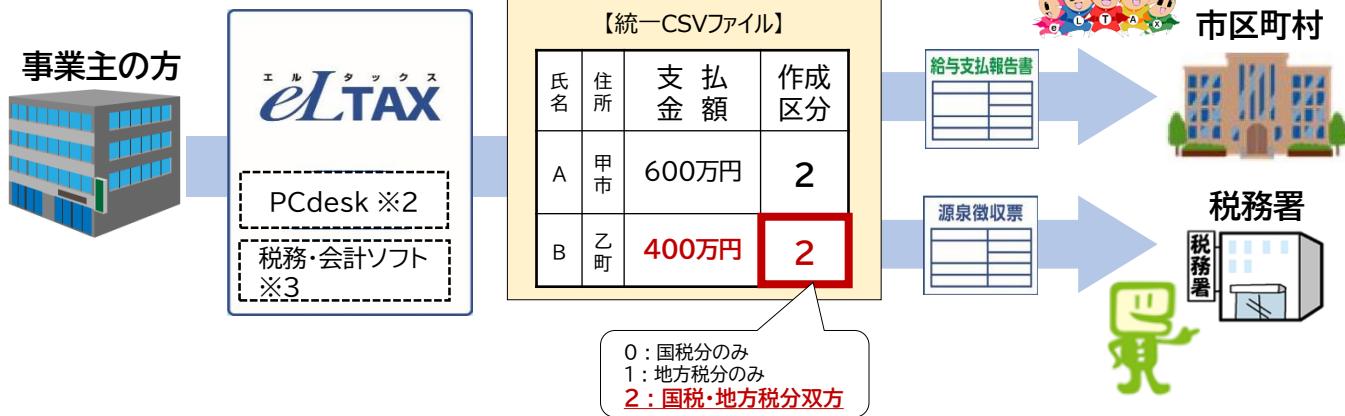
国税庁 法人番号7000012050002

R7.4

オススメ！

給与支払報告書をeLTAXで提出する場合は 税務署へ提出する源泉徴収票のデータも同時に作成され、 まとめて送信できます！

- ☞ 紹介する際、「作成区分」欄を「2」とすると、自動的に源泉徴収票データも作成され、市区町村と税務署へまとめて提出できます！※1
- ☞ また、支払金額が500万円以下の源泉徴収票データも税務署に提出されるため、従業員の方が確定申告書を作成する際の自動入力の対象となります！



eLTAXのメリット！

- 提出先の市区町村へ自動的に振り分けられます！
- 紹介する際、「作成区分」欄を「2」とすると、自動的に源泉徴収票データも作成され、市区町村と税務署へまとめて提出できます！
- 個人住民税特別徴収税額通知を電子データで受け取れます！

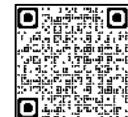


※1 e-Taxの利用者識別番号が必要となります。

※2 PCdeskは、無料で利用可能なeLTAX対応ソフトで、取り込むCSVの件数、容量に制限はありません。

※3 eLTAXの電子的提出一元化機能により、税務署にも源泉徴収票をまとめて送信できますが、税務・会計ソフトの対応状況は、各ソフトウェアの問い合わせ窓口等へご確認ください。

詳しい内容は、二次元コードをご確認ください。



(国税庁ホームページ)



(eLTAXホームページ)

令和9年1月以降の変更点

お早めの準備をお願いします！

源泉徴収票の提出方法の改正

給与等の支払者が、給与所得の源泉徴収票に記載すべき一定の事項が記載された給与支払報告書を市区町村へ提出した場合には、税務署へ給与所得の源泉徴収票を提出したものとみなすこととされました。

上記改正は、令和9年1月1日以後に提出すべき源泉徴収票について適用されます。

法定調書のe-Tax等による提出義務化の対象基準引下げ

令和9年1月以後に提出する法定調書から、基準年の提出枚数が100枚以上から30枚以上に変更されます。

令和7年中に提出する法定調書の枚数が30枚以上となった方は、令和9年は、法定調書をe-Tax等により提出する必要があります。

※ 紹介する際、「作成区分」欄を「2」とすると、自動的に源泉徴収票データも作成され、市区町村と税務署へまとめて提出できます！



e-Taxでの源泉徴収票の作成・提出方法

税務・会計ソフトがeLTAXの一括提出に対応していない場合などは、源泉徴収票の提出はe-Taxソフト(WEB版)をご利用ください。詳細は、e-Taxホームページをご覧ください。



(e-Taxホームページ)



書かない ✎ 確定申告！

マイナンバーカードで自宅からe-Tax

e-Taxの5つのメリット

自宅から
申告可能



24時間
いつでも利用可能



受信通知から
いつでも内容確認



添付書類
提出不要



早期還付
(3週間程度で還付)



※メンテナンス時間を除きます

※一部の書類を除きます
イメージデータによる提出も可能

※書面提出の場合は
1か月～1か月半程度で還付

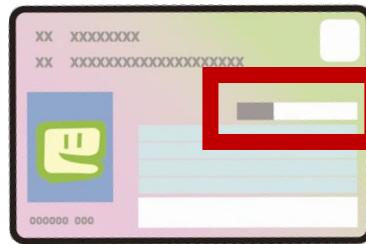
すでに
約 4人に3人 が
e-Taxで確定申告！

e-Tax に必要なもの

スマホに
マイナポータル
アプリをインストール



マイナンバーカード読み取り対応のスマホ



マイナンバーカード



マイナンバーカード及び電子証明書
の有効期限にご注意ください！

有効期限や更新手続等の詳細は
「デジタル庁公式note」をご確認ください



申告書の作成・提出

✓ 確定申告書等作成コーナーなら、自動計算で申告書が完成！
そのままe-Taxで送信

／ 計算誤りの心配なし！＼

✓ マイナポータル連携で
給与、医療費、ふるさと納税等の情報が自動入力！
書類の管理や保管も不要

／ 集計や入力の手間が不要♪＼

◆ ご利用には事前準備が必要です。事前準備はお早めに！

マイナンバーカードを
利用した確定申告の
案内はこちらから



会社や事務所に
お勤めのみなさま

マイナポータル
連携のご利用で

給与所得の確定申告が さらに簡単になりました！



給与情報のマイナポータル連携とは

休日やスキマ時間で
簡単に申告できます

- 面倒な操作や手入力が不要！
- ミスなく確定申告できて安心！
- 紙の「給与所得の源泉徴収票」が不要！
- 医療費やふるさと納税もあわせて自動入力！

※ 医療費やふるさと納税のマイナポータル連携には、別途、事前準備が必要です



具体的な方法はこちらの動画
をご覧ください
(YouTube 国税庁動画チャンネル)

＼ お早めの／

👍 ご利用には事前準備が必要です

※ 給与所得の源泉徴収票を自動入力するには、マイナポータルとe-Taxで事前準備をする必要があります
※ 一度設定すれば、翌年以降の確定申告の際に、事前準備は不要です

👍 マイナンバーカード及び電子証明書の
有効期限にご注意ください

※ 有効期限を過ぎた場合には、マイナポータルやe-Taxによる手続ができなくなります

事前準備については
こちら



有効期限については
こちら



※ お勤め先からe-Taxで提出された「給与所得の源泉徴収票」がマイナポータル連携の対象となります
※ お勤め先の「給与所得の源泉徴収票」の提出状況についてはお勤め先にご確認ください

給与 マイナポ連携

会社や事務所に
お勤めのみなさま

スマホでも



パソコンでも



ご自宅から



マイナポータル
連携のご利用で



自動入力で
確定申告



給与所得の確定申告がさらに簡単になりました！

給与情報のマイナポータル連携とは

- 面倒な操作や手入力が不要！
- ミスなく確定申告できて安心！
- 紙の「給与所得の源泉徴収票」が不要！
- 医療費やふるさと納税もあわせて自動入力！

※ 医療費やふるさと納税のマイナポータル連携には、別途、事前準備が必要です

休日やスキマ時間で
簡単に申告できます



具体的な方法はこちらの動画
をご覧ください
(YouTube 国税庁動画チャンネル)

＼お早めの／

ご利用には事前準備が必要です

※ 給与所得の源泉徴収票を自動入力するには、マイナポータルとe-Taxで事前準備をする
必要があります
※ 一度設定すれば、翌年以降の確定申告の際に、事前準備は不要です

事前準備については
こちら



国税庁HP



マイナンバーカード及び電子証明書の
有効期限にご注意ください

※ 有効期限を過ぎた場合には、マイナポータルやe-Taxによる手続ができなくなります

有効期限については
こちら



デジタル庁HP

※ お勤め先からe-Taxで提出された「給与所得の源泉徴収票」がマイナポータル連携の対象となります

※ お勤め先の「給与所得の源泉徴収票」の提出状況についてはお勤め先にご確認ください